

大和市告示第135号

大和市介護予防ポイント事業実施要綱を次のように定める。

平成25年6月28日

大和市長 大 木 哲

大和市介護予防ポイント事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業として大和市介護予防ポイント事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、介護保険適用施設等における自発的な奉仕活動を通じた高齢者の社会参加及び生きがいを支援するとともに、介護予防を推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、本市介護保険の第1号被保険者であって、現に本市に住所を有するものとする。

(介護予防ポイント活動者の登録、研修等)

第3条 本事業に参加し活動しようとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護予防ポイント事業登録申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、申請者が前条の対象者に該当しないときを除き介護予防ポイント活動者として登録するものとする。

4 前項の規定による登録を受けた者（以下「介護予防ポイント活動者」という。）は、市が実施する介護予防ポイント事業研修に参加しなければならない。

5 市長は、前項の介護予防ポイント事業研修を修了した者に対し、当該研修を修了した旨を記載した介護予防ポイント手帳（以下「手帳」という。）を交付するものとする。

6 交付する手帳は、1年度当たり1冊までとし、介護予防ポイント事業研修を修了した年度の翌年度以降において引き続き介護予防ポイント活動者としての活動を行う者に対しては、新たな手帳を交付するものとする。

7 介護予防ポイント活動者は、第2項の規定による申請をした事項に変更が生じたとき又は登録の解除を求めるときは、市長に介護予防ポイント活動者登録事項変更届兼登録解除申出書を提出するものとする。

8 市長は、前項に規定する書類の提出があったとき又は第2項の規定による申請をした事項に変

更があったことを確認したときは、当該介護予防ポイント活動者の登録内容を変更し、又は登録を解除するものとする。

9 介護予防ポイント活動者が、手帳を紛失し、再発行を希望するときは、市長に介護予防ポイント手帳再発行申請書を提出するものとする。

10 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前項の申請を行った者が前条の対象者に該当しないときを除き、手帳を再発行するものとする。ただし、当該申請があった日までに行われた活動で得た第6条第1項に規定するポイントは承継しないものとする。

(受入施設の指定等)

第4条 介護予防ポイント活動者の活動を受け入れることのできる施設は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、市長が指定するものとする。

(1) 市内の介護保険適用施設

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による指定を受けようとする施設の管理者等は、介護予防ポイント活動者受入施設指定申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その適否を決定し、介護予防ポイント活動者受入施設指定・却下決定通知書により申請した者に通知するものとする。

4 前項の規定により決定を受けた施設（以下「指定受入施設」という。）は、当該指定受入施設において活動する介護予防ポイント活動者に対して、必要に応じて利用者等との接遇方法等に関する研修を行うことができるものとする。この場合において、指定受入施設が介護予防ポイント活動者に当該研修の受講を求めたときは、当該介護予防ポイント活動者は、その研修を修了しなければ当該指定受入施設において介護予防ポイント活動者として活動してはならない。

(指定の取消し)

第5条 指定受入施設の管理者等が当該指定受入施設の指定の取消しを求めるときは、市長に介護予防ポイント活動者受入施設指定取消申出書を提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該指定受入施設の指定を取り消すものとする。

3 市長は、指定受入施設について、法令の遵守等に違反する行為が認められたときには、その指定を取り消すことができる。

4 市長は、前2項の規定により指定受入施設の指定を取り消したときは、介護予防ポイント活動者受入施設指定取消決定通知書により、当該受入施設の管理者等に通知するものとする。

(介護予防ポイント活動の確認)

第6条 指定受入施設の管理者等及び市長は、介護予防ポイント活動者が指定受入施設の申請に基

づき市長が指定した活動（以下「介護予防ポイント活動」という。）に対し、介護予防ポイント（以下「ポイント」という。）として、概ね1時間につき100ポイントを付与するとともに、手帳に市長が別に定める活動確認スタンプ（以下「スタンプ」という。）を1個押印するものとする。

2 ポイントの付与については、1日当たり200ポイントを上限（1日に2時間以上又は2か所以上で介護予防ポイント活動を行ったときも、同様とする。）とし、1年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）当たり5000ポイントを上限とする。

3 ポイントの有効期限は、ポイントが付与された日からその翌年度末までとする。

4 指定受入施設の管理者等及び市長は、スタンプを押印したときは、介護予防ポイント活動確認スタンプ付与台帳に記録することとする。

5 ポイントは、第三者に譲渡し、贈与し、又は相続することはできないものとする。

（ポイント転換金等）

第7条 介護予防ポイント活動者（年度の途中において、第3条第8項の規定により登録を解除された者を含む。）は、付与されたポイントに応じて、当該ポイントを介護予防ポイント転換金（以下「転換金」という。）に転換して交付を受け、又は指定受入施設の口座に転換金の交付を求めることができるものとする。この場合において、ポイントの転換金への算定基準は別表第1のとおりとする。

2 転換金の交付を受け、又は指定受入施設の口座に転換金の交付を求めようとする者（以下「転換金交付申請者」という。）は、介護予防ポイント転換金交付申請書に手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、転換金交付申請者の同意に基づいて市税、介護保険料等の滞納の有無を調査し、滞納があるときは、転換金を交付しないものとする。

4 市長は前項の調査の結果、転換金交付申請者に市税、介護保険料等の滞納がないことを確認したときは、当該転換金交付申請者に介護予防ポイント転換金交付決定通知書により通知するとともに、転換金を交付するものとする。

5 第2項の規定により提出を受けた手帳は、前項の規定により交付を決定したときは、市長が別に定める介護予防ポイント転換金交付決定印を押印し、前項の通知書と併せて転換金交付申請者に送付するものとする。

6 市長は、偽りその他の不正の行為により、転換金の交付を受けたものに対し、直ちに当該転換金の返還を請求することができる。

（個人情報保護の保護）

第8条 介護予防ポイント活動者及び指定受入施設は、介護予防ポイント活動を行って知り得た個

人に関する情報を正当な理由なしに他人に漏らしてはならない。本事業における活動を退いた後も同様とする。

(様式)

第9条 この要綱で使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

ポイント	転換金額
1,000ポイント以上2,000ポイント未満	1,000円
2,000ポイント以上3,000ポイント未満	2,000円
3,000ポイント以上4,000ポイント未満	3,000円
4,000ポイント以上5,000ポイント未満	4,000円
5,000ポイント	5,000円

別表第 2 (第 9 条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	介護予防ポイント事業登録申請書	第 3 条
第 2 号様式	介護予防ポイント手帳	第 3 条
第 3 号様式	介護予防ポイント活動者登録事項変更届兼登録解除申出書	第 3 条
第 4 号様式	介護予防ポイント手帳再発行申請書	第 3 条
第 5 号様式	介護予防ポイント活動者受入施設指定申請書	第 4 条
第 6 号様式	介護予防ポイント活動者受入施設指定・却下決定通知書	第 4 条
第 7 号様式	介護予防ポイント活動者受入施設指定取消申出書	第 5 条
第 8 号様式	介護予防ポイント活動者受入施設指定取消決定通知書	第 5 条
第 9 号様式	介護予防ポイント活動確認スタンプ付与台帳	第 6 条
第 1 0 号様式	介護予防ポイント転換金交付申請書	第 7 条
第 1 1 号様式	介護予防ポイント転換金交付決定通知書	第 7 条